設置後の住宅用火災警報器の維持・管理のチェック項目　栃木市消防本部

チェック	維持・管理事項
□	住宅用火災警報器の取扱説明書等を保管しましたか？ 重要な事が記載されていますので必ず保管して下さい。
□	設置後は定期的に定められた方法で作動点検を実施していますか？ 点検方法は取扱説明書等に記載されていますので確認をして下さい。
□	警報器の感知部分等は定期的にお手入れしていますか？ 埃やクモの巣などが付くことで警報器が誤作動する場合があります。
□	煙の出る殺虫剤（くん煙式殺虫剤）を使用する場合は警報器全体をビニール袋等で覆う又は取り外すなどし、終了後は必ず元通りにしましたか？
□	スプレー式殺虫剤等を使用する場合は警報器に直接吹きかけないようにしていますか？警報器が誤作動する場合があります。
□	住宅用火災警報器の設置後や電池を交換した時、お手入れをした後、長期間留守にした後などは必ず作動確認をしていますか？
□	警報器本体や電池の寿命はおおむね10年です。取扱説明書等で確認しましたか？点検し必要であれば電池の交換、本体の取り換えをして下さい。
□	警報器を廃棄する場合、電池式の物は電池を必ず取り外し、電池は『有害ゴミ』など分別して廃棄しましたか？（市が指定する方法に従って廃棄してください。）
□	火災以外で住警器が鳴った事はありませんか？頻繁に発生する場合は原因を確認し、必要ならば取り付け位置を変更して下さい。

悪質な訪問販売などにはご注意ください!!

住宅用火災警報器の設置や維持管理の義務化に乗じて購入を強引に勧め、また家の中にあがり点検を行い金銭を要求されたケースが発生しています。そのような訪問者には特に注意が必要です。

●こんな訪問者に要注意

「今は法律が変わって住宅に火災警報器を付けないと罰則がありますよ！」
「消防署の方から点検に来ました！」
「市役所からの依頼（又は許可）を得て、ご近所を回っています。」
などと語って、火災警報器を販売したり、住宅にあがろうとする訪問者には、しっかりと断りましょう。
栃木市の消防職員が販売や点検を行い、金銭を要求することは一切ありません。

●被害に遭わないために

訪問者の身分や用件はしっかり確認し、安易に家の中には入れない。
契約の際は、家族などと必ず相談し、その場でサインや押印はしない。
断るときは毅然とした態度ではっきりと断る。

訪問者の言うことに少しでも不安を感じたら、右記に相談して下さい。
また、相手から脅迫的な言動があった時は、その場で警察に通報して下さい。

被害にあった場合でも、住宅用火災警報器の訪問販売はクーリングオフ制度の対象となりますので、契約を解除できる場合があります。

悪質な訪問販売の相談・お問い合わせ先
・栃木市消防本部予防課　☎22－0072
月～金曜日（祝祭日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

・栃木市消費生活センター　☎23－8899
月～金曜日（祝祭日を除く）
午前9時～午後4時

私は大丈夫！いいえ、あなたも狙われています!!